

# 違法有害対応の課題

## 海賊版サイト対策を巡って

日本からIGF2019へのインプットできる？

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

副会長兼専務理事

立石 聡明

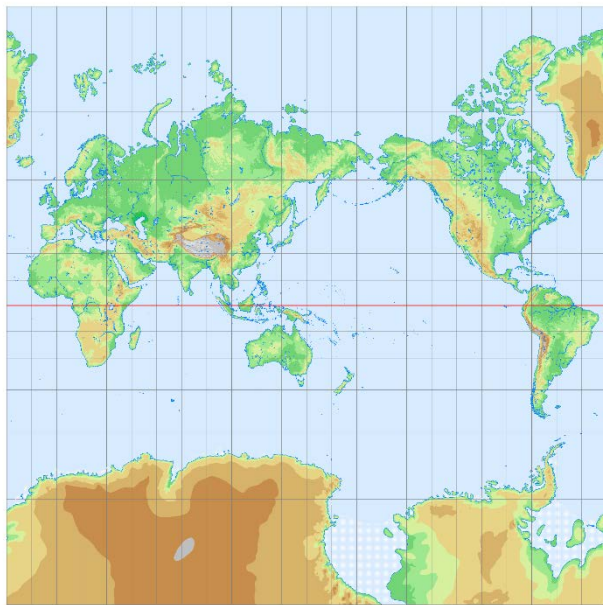
# 「インターネット」という世界の 見え方が違うのではないか？

- 地球という3次元の物体の表面だけでも2次元に正確に写し取  
ることは不可能
- コペルニクスとは言わないまでも見ている世界が違わないか
- インターネットの仕組み・技術を誤解あるいは正確に理解して  
いないために、全く効果のない「ブロッキング」を信奉してし  
まっている
- 現実のインターネット世界は、地図の上にあるのではなく、こ  
の地球上にある  
「亀の甲羅の上」や「マトリックス」(映画)の中ではない

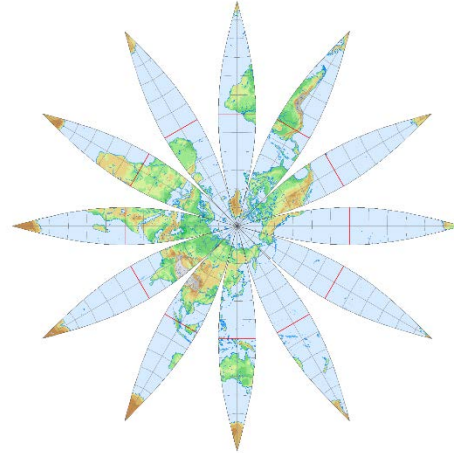
# 例えば世界地図

- メルカトル図法とその他の図法では相当に世界観が違う

メルカトル図法



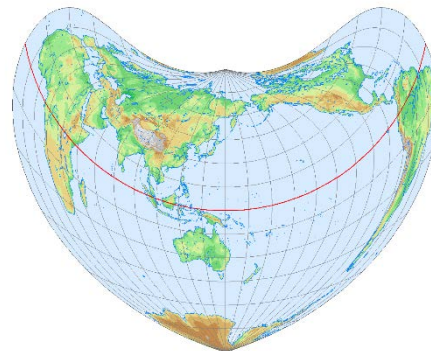
正軸方位図法



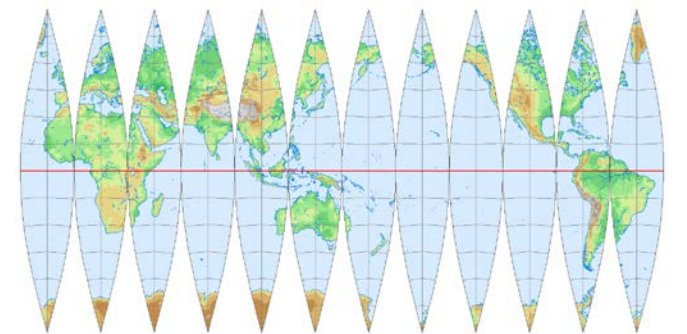
ベールマン図法



ボンヌ図法



舟形多円錐図法



ひょっとして、こう見えているのかも？

D W E L L I N



# ことの発端

- 2018年4月5日
  - 翌6日に毎日新聞が、犯罪対策閣僚会議終了後、「海賊版サイト対策を  
発表するようだ」との一報
- 4月6日 予定通り毎日新聞にその旨が掲載される
  - 4月13日に対策が発表されるが、政府はブロッキングをISPに「要請」  
するという形をとる。
  - 「要請」は非常に重く、日本国民の人権に関する重大な問題であり、  
我々通信事業者には全く相談無く話が先行していることも問題
  - 東京大学穴戸先生、消費者団体、その他関連団体とJAIPAも相次いでブ  
ロッキングについて反対の声明を発表
    - これらの声明の力か「要請」という文言はなくなった
- 4月13日犯罪対策閣僚会議

# インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（案）（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

## 1. 背景

- ▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

## 2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

- ▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合でも、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却される**ものと考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

## 3. ブロッキング対象ドメインについて

- ▶ 当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。**
- ▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

## 4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

- ▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。**

（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

# インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）

内閣官房知的財産戦略本部に設置。2018年6月22日の初会合以降、8回+1の会議と勉強会（1回）を開催。

## <座長>

中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授  
村井 純 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長

## <委員>

有木 節二 (一社) 電気通信事業者協会専務理事  
石川 和子 (一社) 日本動画協会理事長  
日本アニメーション(株) 代表取締役社長  
上野 達弘 早稲田大学大学院法務研究科教授  
川上 量生 カドカワ(株) 代表取締役社長  
後藤 健郎 (一社) コンテンツ海外流通促進機構代表理事  
宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
瀬尾 太一 (一社) 日本写真著作権協会常務理事  
(公社) 日本複製権センター代表理事  
立石 聡明 (一社) 日本インターネットプロバイダー協会副会長  
長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長  
野間 省伸 (株) 講談社代表取締役社長  
林 いづみ 弁護士、桜坂法律事務所  
福井 健策 弁護士、骨董通り法律事務所  
堀内 浩規 (一社) 日本ケーブルテレビ連盟理事・通信制度部長  
前村 昌紀 (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター  
インターネット推進部部長  
丸橋 透 (一社) テレコムサービス協会サービス倫理委員長  
森 亮二 弁護士、英知法律事務所  
山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授  
吉田 奨 (一社) インターネットコンテンツセーフティ協会理事

# 海賊版サイト対策タスクフォース

- 6月より月2回のペースで開催される
- 2時間の会議の内、約1時間はプレゼンテーション
- 一人2分程度しか発言の機会がない
- よって途中からは毎回資料を作成し、前日までには事務局へ
- それに基づいて発表するもやはり時間不足
- 多くの時間を「ブロッキング」という対策のみに費やしてしまい、その他の方策については検討する時間が殆どなかった
- 最後に分かったことは…



# 例：第5回会タスクフォース

- 第5回の総務省の発言「今後のネット社会のあり方として、監視の方向に進むのか、自由なネット社会を目指すのかということ」は、ごく当然の話をしたままであり、これに対してそのような次元の対立軸を持ち出すのはけしからんという発言は、「ブロッキング」という手法に対する正しい知識を持ち合わせないものの発言である。
- インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話等においても、また国連が開催するIGFを中心とした各地で開催されるインターネットのガバナンスに関する会合等においても、自由でオープンなインターネット社会の構築を目指そうとしているところ、日本はそれを逆行する政策をとることには強い危機感と共に反対を表明したい。
- 「政府が一丸となってやって行く」ということ自体に薄気味悪さを感じる。ましてや国民全体の権利を守ろうとする主張に対して、この言葉でもってその発言を封じようとする態度には、大政翼賛的匂いのするきな臭さを感じ、ここでの議論の在り方そのものを問うべきではないかとさえ思わずにはいられない。

# 法的課題

- 児童ポルノサイト対策のDNSブロックは「緊急避難」
  - 児童ポルノサイトブロッキング(DNS)の導入には6年
  - 通信事業者の調査や説明会の開催などなど
    - 法的課題の整理：3年
    - 導入の実証実験：3年
- そもそも現行法で可能な法的手続きを全くしていなかった
  - クラウドフレアへの情報開示請求もしていない
  - 後に開示請求すれば開示されることが判明
- 財産権に緊急避難を適用することの可否
- 法益権衡
- 補充性の問題
- 他にあまりにも沢山の対策あり
  - 既にガイドライン等が制定されて運用されている→次頁

現状はどうしているのか

# プロバイダー責任制限法に規定されている権利侵害情報への対応

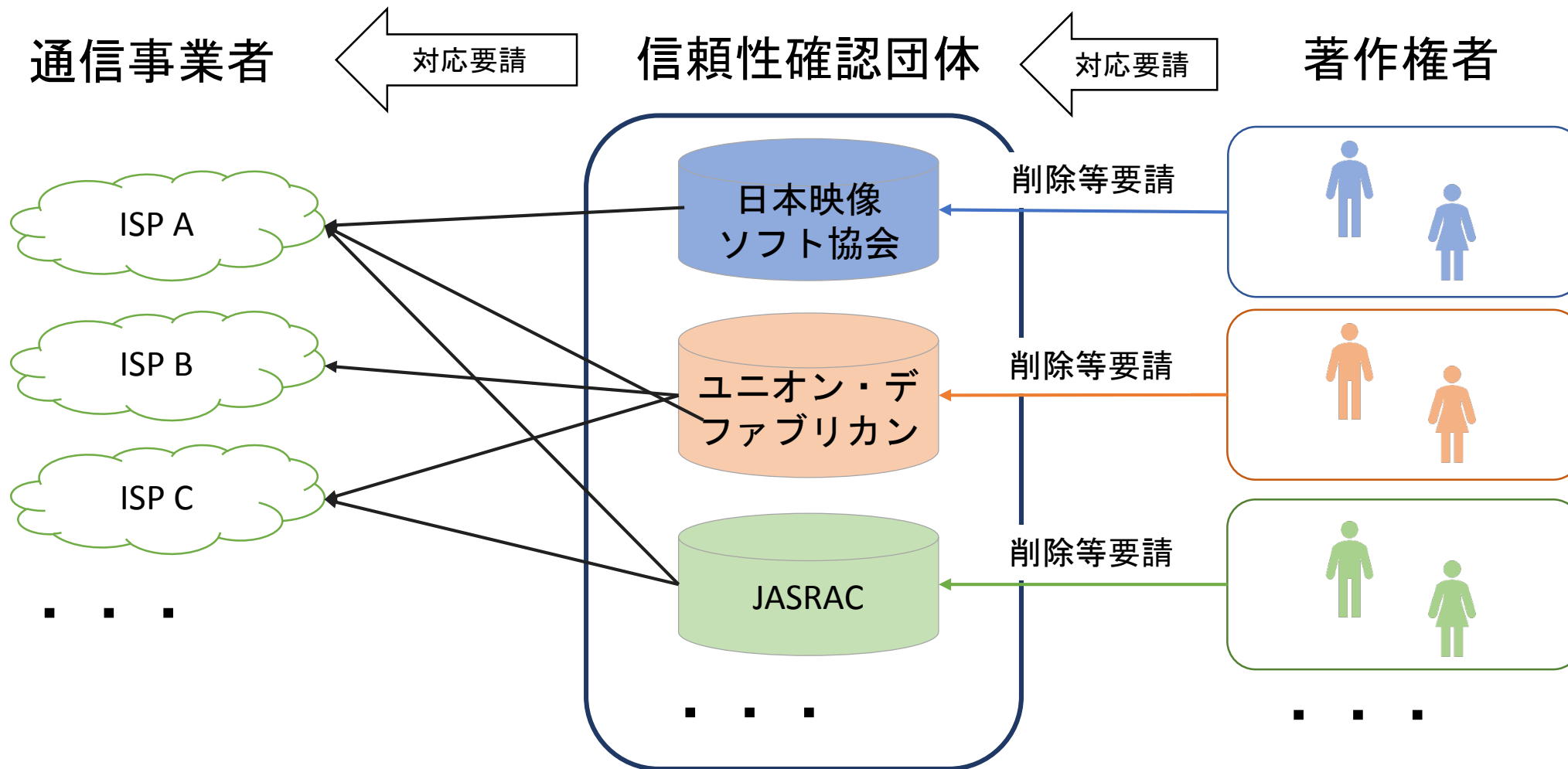
- 著作権関係ガイドライン
  - インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載
- プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づき著作権等に係る権利侵害情報に対し、プロバイダ等が送信防止措置を迅速かつ適正に対応する
  - 著作権関係信頼性確認団体→次頁
  - [http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/129/doc/129\\_130806\\_shiryou7.pdf](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/129/doc/129_130806_shiryou7.pdf)

# 信頼性確認団体とは

- プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づき著作権等に係る権利侵害情報に対し、プロバイダ等が送信防止措置を迅速かつ適正に対応するために設けられた仕組みで、信頼性確認団体の認定手続きに基づき認定された団体
- 著作権関係信頼性確認団体の要件
  - 法人であること
  - 申出者の持っている権利の内容を適切に確認しうる
  - 著作権等に関する専門的な知識と相当期間にわたる十分な実績を有する
  - ガイドラインに規定する確認等を適切に行うことができる
- 著作権関係信頼性確認団体による確認
  - 申出者の本人性確認
  - 申出者が著作権者であることの確認
  - 著作権等の侵害であることの確認
- 例：日本映像ソフト協会、JASRAC、ユニオン・デ・ファブリカン等

# プロ責法及びガイドラインによる削除等申請

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が信頼性確認団体を認定



# 技術的課題

- DNSブロックは技術的に限界
  - そもそもDNSブロックは、DNSポイズニングという手法
- HTTPS化されることで、無効
- パブリックDNS等の利用で簡単に回避
- 「OP53B」はインターネットの破壊
  - IP53Bを実施しているISPはあるが…
- DNSSECやHTTPS化の動きは世界的であり止まることはない
- IETFなどはE2Eの全通信の暗号化を目指している
- SSL証明書の実質無料化
  - Google等検索エンジンがHTTPSサイトを優先させる

# 防弾ホスティングとは

- 借主の情報を一切外部に漏洩しないことを前提にサーバ貸しを行っていることを指す
- 核シェルターや独立国家など、物理的にも法律的にも隔絶された場所に設置されたホスティングサービス
- ダークウェブでは一般から接続出来なくなるため、通常の方法で接続出来なければならないコンテンツを置くために利用される
- 通常、防弾ホスティング会社は蔵置されるコンテンツに関与しないため違法コンテンツやフィッシングサイト等に利用されることが多い
- 但し、Wikileaksやパナマ文書事件などでも利用されており、必ずしも悪用ばかりされているわけではない
- 防弾ホスティング会社は、通常その所在地を明らかにしていない
  - (下記に判明している会社の一例 「THE MOST DANGEROUS TOWN ON THE INTERNET」 ノートンより)
  - 主権国家を宣言しているシーランド公国の「ヘイブンコー」(2008年閉鎖)
  - オランダの核シェルター内にある「サイバーバンカー」
  - WikiLeaksがデータ保管に使っていたことで知られるスウェーデンの「バーンホフ」
  - 東南アジアの悪徳ホスティング業者「シネパック」
  - オランダの防弾ホスティング会社「エカテル」

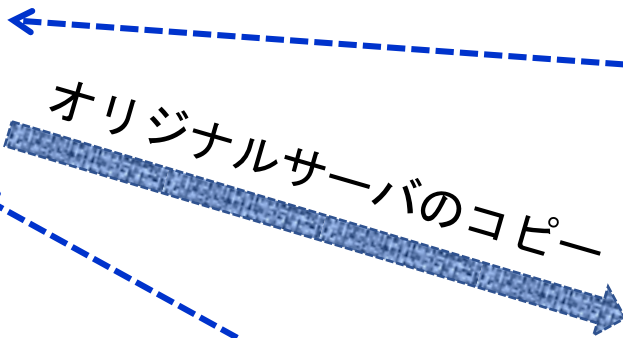
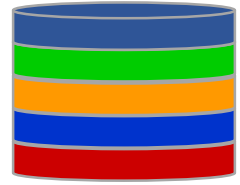


# ウクライナから日本へのルート(イメージ図)

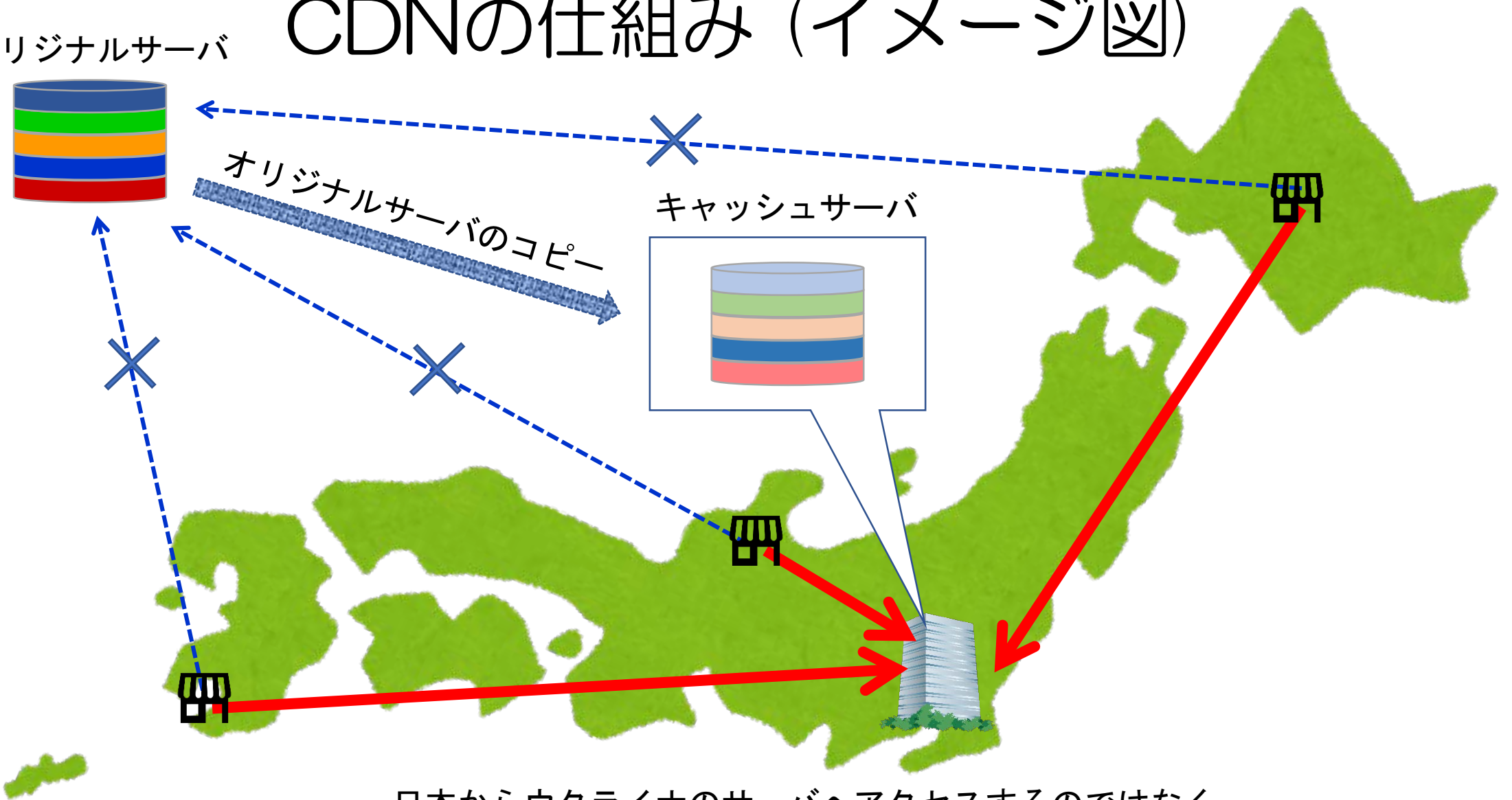
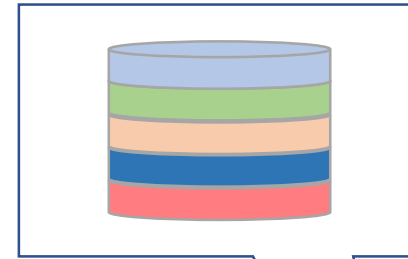


# CDNの仕組み (イメージ図)

オリジナルサーバ



キャッシュサーバ



日本からウクライナのサーバへアクセスするのではなく、日本国内にあるキャッシュサーバへアクセスすることで高速でアクセス可能になる

# 『ブロッキング』の定義

- ここでいう、ブロッキングはユーザ本人の同意なく特定のサイトを見せない、あるいはポートを利用させないなど、本来インターネット接続サービスで提供される機能の一部あるいは全部を意図的に提供しないこと。
- 青少年保護の為に、親権者の同意を得て18歳以下の子供たちが利用する端末に設定する閲覧防止措置であるフィルタリングとは、本質的に違うものである。

# ブロッキングの技術の種類

- DNSブロック
  - Web等閲覧する際、ユーザからリクエストされたWebサイトのIPアドレスとは違う、偽のDNS情報をユーザに返して、該当Webサイトに接続出来なくするもの
- URLブロック
  - 例えば、画像などのファイル単位でブロックすることできめ細やかなブロックが出来る
- ハイブリッド
  - DNSブロックとURLブロックを効率的に使うってファイル単位でブロックする
- IPブロック
  - IPアドレス、あるいはその群単位でブロックする

# DNSブロックの概要

1. DNSブロック  
ユーザがリクエストしたURLのうちサーバ名のIPアドレスをDNSサーバが、偽のIPアドレスを返すことで、接続しようとしたサーバに接続させない方法  
(別名：DNSポイズニング)
2. 回避策
  1. ユーザ側回避策：Public DNSを利用
    1. Google等が公表している、8.8.8.8等に設定するだけで回避
  2. サーバ側回避策：ミラーサイトを多数作ることによって簡単に回避できる
    1. 現状では回避策無し
3. ユーザ側回避策への対応
  1. OP53Bで、Public DNSが利用できないようにする。
    1. ISPの指定したDNSサーバのみ使えるようにする
    2. DNSが利用している53番ポートをISPがブロック、迷惑メール対策でやっているOP25BのDNS版
4. 3への回避策：DNS over HTTPS or TLSという技術もツールも既に存在
  1. あるいはVPNでPublic DNSが利用できる所までトンネル化することで、Public DNSが利用可能になる。
5. Google Wi-FiやBuffaloの一部製品などで意識することなく回避できる
  1. CDNが回避する為のツールやアプリを公開している

# URLブロックの概要

1. URL ブロック：DPI( Deep Packet Inspection) という技術で、特殊な装置を上位ネットワーク内に設置しファイル単位でブロック
  - 但し、莫大な費用がかかる。
2. 回避策：サーバをHTTPS化するだけで回避できる
  - HTTPS化は全世界的な動向であり、検索結果などにも影響する為、更に普及
3. 回避策への対応：一部のサーバに限ってSNI暗号化を復号するする技術があり、HTTPSを平文化することでDPIを利用
  - ただし、まだ、この技術は確立していない上に、やはり日本全体だと100億単位(?でも大袈裟ではない)で費用がかかる。
  - そもそも、これはTLS(暗号化)の脆弱性でもあるため、この脆弱性を塞ぐ技術開発もされている。
4. 3の現状回避策：HTTPS化する際にSNIを利用しなければよいサーバ名を少し変更するだけで回避できる
  - Redirectするなどサーバ側で回避する方策はいくつもある
  - (詳細は悪用されることを考慮して記述を避けます)

# IPブロック

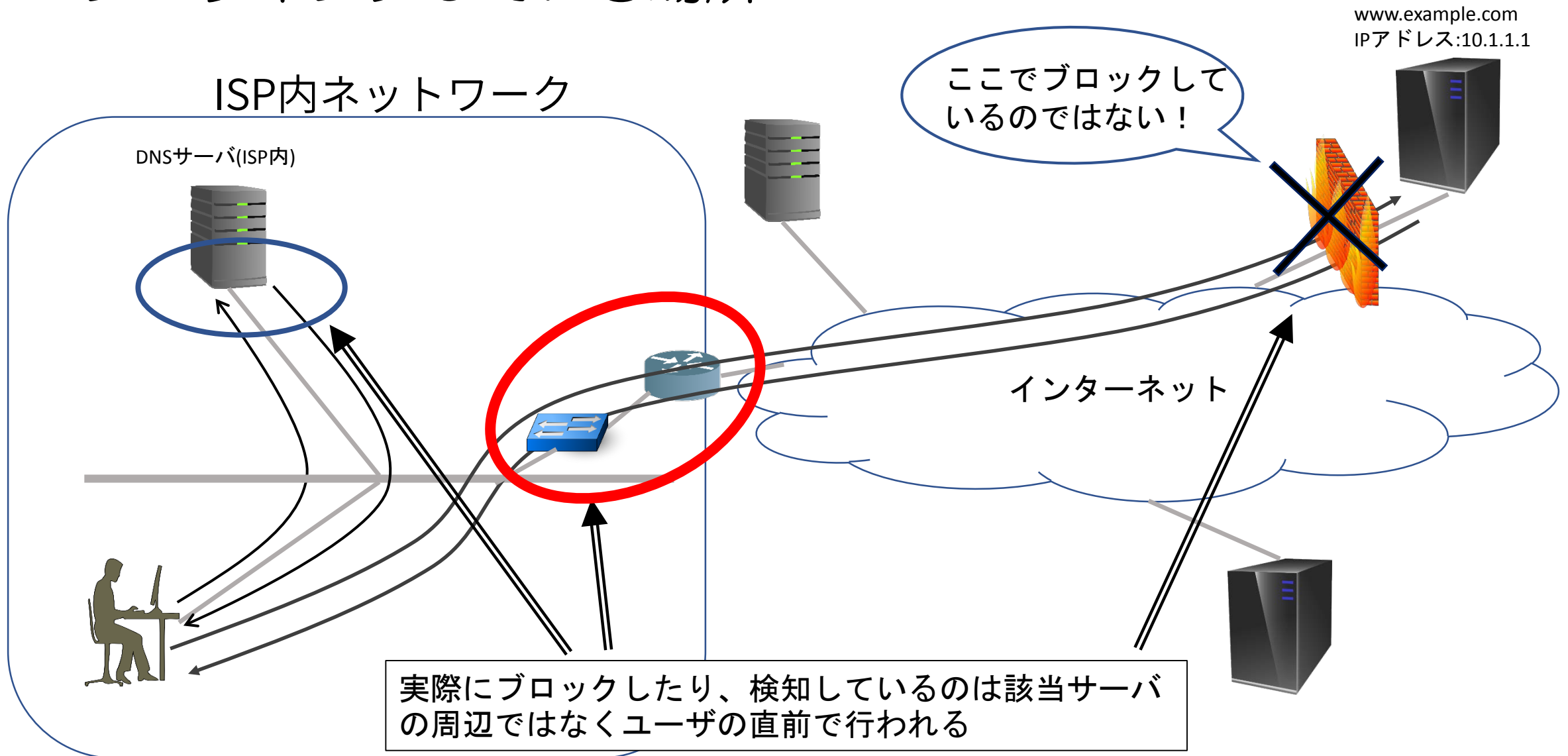
- 該当するサーバのIPアドレスをルータや専用装置で遮断する
- 回避技術は特にない
  - 但し、ミラーサイトを構築することで他のIPアドレスに割り振ることは容易
- 但し、オーバブロックや他の通信への影響が余りに大きく実際の導入は不可能
  - 1つのIPアドレスに、複数(多い場合は何百ものWebサーバが載っていることはよくあること)のサイトが載っていることが多い為、オーバブロックが発生
  - IPアドレスの割り当ては、割に発生する為、通信障害となる事がある
    - ブロッキングしているIPアドレスがルータなどに割り当て変更されると、そのルータに関係する全ての通信が遮断される
- ジオブロック以外での導入はほぼないと思われる
  - その場合でもサーバ側で行うことが多く、ユーザ周辺のルータで行うことは希である

# ブロッキング(通信検知)を行う場所と問題

- ブロッキングというとは、接続しようとしているサーバの周辺や国境にある装置で遮断していると思われがちである
- 実際は、ユーザの端末周辺、少なくともユーザが利用しているISPのネットワーク内で行われる
- DNSブロックは、サーバのIPアドレスに対して偽の情報を返す為、単に「遮断」だけでなく「偽情報の通知」という事に対して他の法的に問題が出てこないのかという疑問が残る
  - 通信障害の分析などを行う際、DNSを利用することは通常ある
- DNSブロッキングにしる、URLブロッキングにしる、そもそものインターネットの本質をねじ曲げようとしているため、事故が起こる可能性も非常に高く、現にイギリスではたった一枚の画像をブロックするための設定で、Wikipedia全体が見えなくなってしまうと言う事故も起きている。

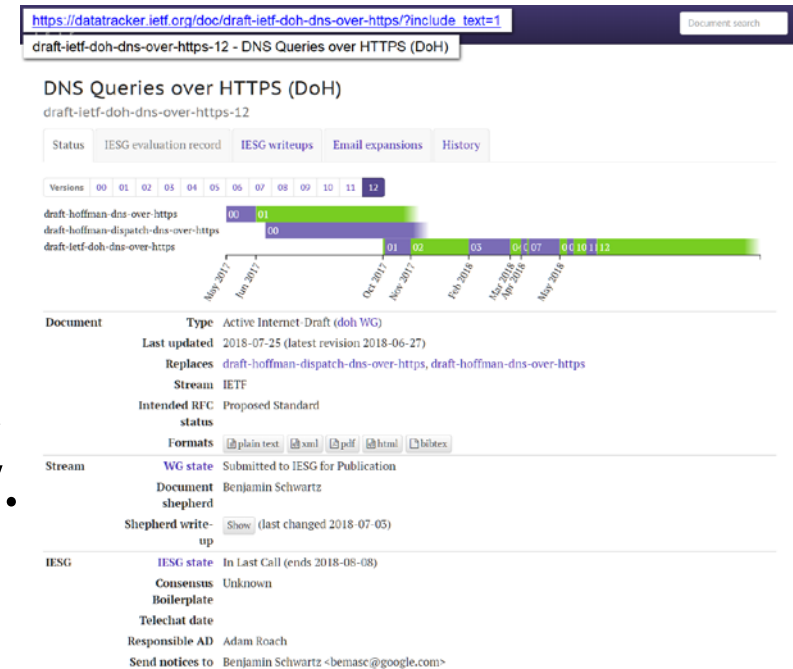


# ブロッキングしている場所



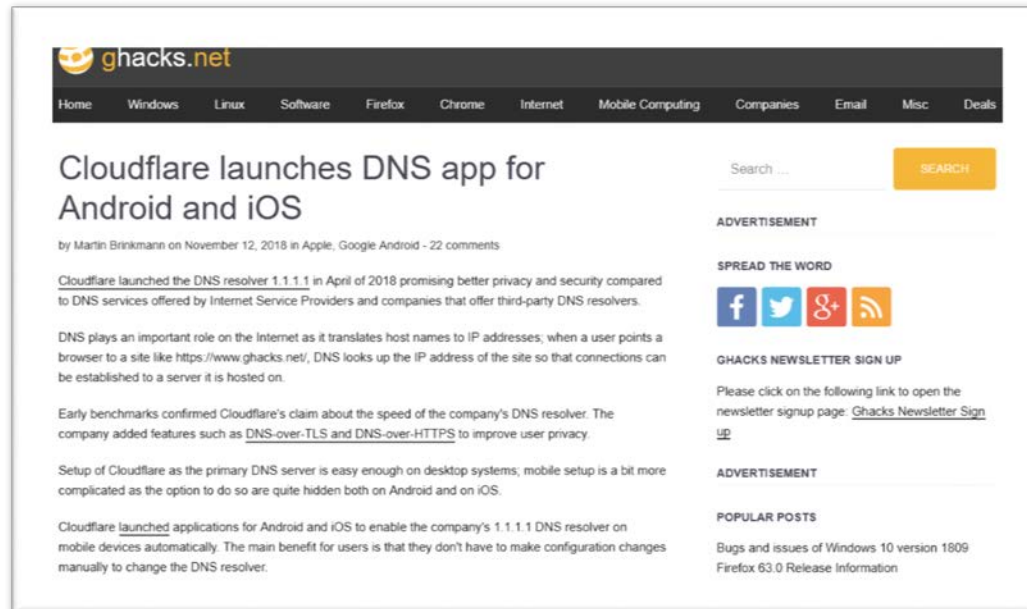
# DNS over HTTPS標準化の動き

- IETF 100(2017年11月)にて、DOHワーキンググループの第1回ミーティングが開催される
- DNS queries sometimes experience problems with end to end connectivity at times and places where HTTPS flows freely.
- HTTPSによる通信が快適に行われている際においても、DNSの名前解決要求のエンド・トゥ・エンドのコネクティビティに問題が生じていることがある。



# Chrome・Firefoxの対応

- 「Chrome」のバージョン68よりHTTPSを使用しないサイトは「保護されていません」と表示されるようになった。
- また、DNS over HTTPSも実装されたので、OP53Bを実装しても回避されてしまう。



<https://japan.cnet.com/article/35122977/?tag=nl>

「Chrome 68」公開、HTTPサイトに「保護されていません」の警告を開始 - CNET Japan

CNET Japan > ニュース > 製品・サービス



## 「Chrome 68」公開、HTTPサイトに「保護されていません」の警告を開始

Zack Whittaker (CNET News) 翻訳校正: 編集部 2018年07月25日 09時22分

シェア143 ツイート 13 Pocket 62 印刷 メール 保存 クリップ

Googleは米国時間7月24日、「Chrome」のバージョン68を公開した。HTTPSを使用しないサイトは「保護されていません」と表示されるようになる。

2年前に最初に発表されたとおり、Googleは24日、Chromeの最新版では、暗号化されていないHTTPを使用してコンテンツを提供するすべてのサイトに対して警告を表示すると述べた。より多くのウェブマスターおよびサイト所有者に徐々にHTTPSの採用を促すという、同社が数年前から推進する取り組みの一環だ。HTTPSは、通信データを保護するための暗号化規格。

読み込んだ時に、緑色の南京錠マークまたは「安全」というメッセージがブラウザのアドレスバーに表示されないサイトは、「保護されていません」として警告が表示される。

緑色の南京錠マークは、ユーザーのコンピュータまたはデバイスからウェブサイト（またはその逆方向）に送信されるデータが安全に転送され、攻撃者に傍受されることがないことを意味する。HTTPSはサイトとそのサイトのすべての訪問者の通信を暗号化するので、改ざんなどを防ぐことができる。



提供: ZDNet

この記事は海外CBS Interactive発の記事を朝日インタラクティブが日本向けに編集したものです。

# 「臭いものに蓋」すらしていない

- 「ブロッキング」は蓋ですらないが…  
日本国内だけで物事を考えていると
- 「インターネット」は「ニライカナイ」だ！
- 「古事記」：「須佐之男命」が「黄泉の国」へ行く物語と相似形  
→日本人の「罪障観」
- 「ブロッキング」というものに罪をなすりつけて、著作権違反というこの世の罪を葬り去るという思考
- 「ブロッキング」は技術的に著作権違反をなくせる「魔法の杖」ではないのに、そう信じたいという「信仰」としか見えない
  - オリジンサーバから海賊版を消さない限り見え続けている
- その意味で「ブロッキング」信奉者に、インターネットという世界は「此岸」でなくて「彼岸」のものであり、「蓋」が出来ると信じているようにしか私には見えない。

# 日本人の罪障観？



# 日本だけでブロッキングすると・・・

- 他の国からのアクセスは放題！ --- 何の解決にもなっていない



# デンマーク、ブロッキング実施後も海賊版サイトへのアクセスが67%増加

Home / Copyright

国内および国際的な著作権者を代表する海賊版対策団体「Rights Alliance」の調査によると、デンマークにおける海賊版サイトへのトラフィックは、2016年から2017年にかけて67%増加したという。映画やテレビ番組の消費が大半を占める一方、IPTVサービスやストリーム・リッピングが急速に拡大している。

この20年、著作権者はインターネットの海賊版の潮流を押し止めようと格闘してきた。ますます強力な執行ツールを手にもかかわらず、著作権侵害は大規模に行われ続けている。

海賊版の問題はグローバルなものであるが、権利者団体はしばしば国内に目を向け、ローカルな海賊版問題の現状を確認している。今週発表された「Rights Alliance Data Report 2017」には、デンマーク国内の海賊版に関する悲観的な現状が描かれている。

この業界調査は、SimilarWebとMarkMonitorのデータに基づき、2017年にはデンマーク国内から596の主要海賊版サイトに5億9600万回のアクセスがあったと報告する。2016年の3億5600万アクセスから67%も増加していたという。

報告書によると、この爆発的な増加は特にモバイルと相性の良いサイトやサービスに起因していると考えられ、自宅や移動中に不正コンテンツを手軽に消費しやすくなっているという。

海賊版ストリーミングサイトについては、Rights Allianceは、ある特定のプラットフォーム——123movies（GoMovies、GoStreamとしても知られる）に焦点を当て、特に悪影響をもたらしたと強調する。

「このサービスの人気は2017年に急増した。2016年には4000万アクセスだったのが2017年には1億7500万アクセスにまで伸びており、337%も増加した。そのほとんどはモバイル端末からのトラフィックであ

# 海賊版対策等には新しいアーキテクチャの構築しかないのではないか

- 今までとは、あらゆる構造が異質であるインターネット上で物が動き始めた現在、その構造に対応する必要がある。
  - 95年頃、ハウステンボスに起きたこと
  - 公衆電話のプリペイドカード
  - パチンコのプリペイドカード(旧版)
- 郵便配達
  - 自動車が開発されたのに飛脚を使えと言っているような者ではないか
- プラットフォームは毎日のように変化している
  - iTunesやNapster



# NTT問題

- 4月13日の「要請」を受けてNTTだけが、関連4社でブロッキングを行う用意があると発表
  - この問題は未だに解決していない
  - 現場技術者の悩み
  - 民事は関係ないが刑事で訴訟となると実行犯になる
- TFでこの件について何度も発言したが、TFはその筋にないと却下
- 弁護士：中澤氏がNTTコミュニケーションズを提訴
  - 2019年3月14日判決予定

本サービスにおける著作権および一切の権利はアイティメディア株式会社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスの出力結果を無断で複写・複製・転載・転用・頒布等を行うことは、法律で認められた場合を除き禁じます。

## NTTグループ3社、「漫画村」など海賊版サイトをブロックングへ

<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1804/23/news103.html>

NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTぷららの3社は、政府が「悪質」と認めた3つの海賊版サイトに対し、ブロックングを行うと発表した。

2018年04月23日 15時28分 更新

[ITmedia]

NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTぷららの3社は4月23日、海賊版サイトへのブロックング（遮断）を行うと発表した。政府が「悪質」と認めた3サイトを対象に、準備が整い次第実施するという。

2018年4月23日

日本電信電話株式会社  
NTTコミュニケーションズ株式会社  
株式会社NTTドコモ  
株式会社NTTぷらら

インターネット上の海賊版サイトに対するブロックング  
の実施について

# AD Fraud問題

- 2015年、2016年あたりから欧米では大きな問題として認識され、社会問題となっている
  - ヨーロッパの分析では、7~8割は全てAD Fraudだとの指摘も
  - 日本では殆ど問題にされていない
- 2018年9月にNHKが特集したぐらい
- 日本のネット広告業界はほとんど無視
- 海賊版サイトの大きな目的の一つは広告収入を得ること
  - 広告に関する規制を厳重に行うことで殆どの海賊版は対応出来るのではないかと思われる

# CloudFlare社の問題

- 防弾ホスティングと組み合わせて違法サイト構築する例が増加
- 以前は違法有害情報の巣窟と言われていたが
  - 会社の成長と共に公共部門を設けて対応するようになった
- 問題の一つは日本法人がないとされているが
  - 情報提供の申請については、米国の法律《召喚状》(subpoena)などに基づいて行うことが可能であることが昨年示された
  - 出版業界などは、応じないと言っていたが
- 2018年後半、一般消費者からの問合せが相当数になっていることが判明。消費者団体、総務省が検討を開始

# 海賊版サイト「漫画村」の運営者を特定 か 法的措置へ

運営者とみられる人物に関する情報を、クラウドフレア社から得ることに成功した。

2018/10/10 10:34

updated 2018/10/10 11:15



**Takumi Harimaya**

播磨谷拓巳 BuzzFeed News Reporter, Japan



著作権を無視した漫画の海賊版サイト「漫画村」  
したことがBuzzFeed Newsの取材でわかった。

米国での訴訟手続きを通じて、漫画村にCDN（  
いたクラウドフレア社から、サービス契約者な  
事告訴、民事訴訟を行う構えだ。

## クラウドフレアに「発信者情報開示」命令、海賊版サイト「ブロッ キング」に影響も

東京地裁は10月9日、CDN（コンテンツ配信ネットワーク）などのサービスを提供する米クラウドフレア（Cloudflare, Inc.）に対して、キャッシュファイル削除と発信者情報開示を命じる仮処分を決定した。クラウドフレアをめぐる判断は国内初とみられる。担当した山岡裕明弁護士は「海賊版サイトに対する突破口につながる」と話している。

クラウドフレアは、大量のアクセスを効率よくさばくための配信サービスを運営している米カリフォルニア州の企業であり、元のファイルではなく、キャッシュファイルを保有している。多くの海賊版サイトや掲示板サイトも、このサービスを利用しており、ユーザーは元のファイルではなく、キャッシュファイルを閲覧している。

クラウドフレアが裁判外での削除や開示をもとめる請求に応じない中、山岡弁護士は今年7月、クラウドフレアの配信設備が国内にあることに着目して、東京地裁に仮処分を申し立てた。クラウドフレア側は「元のファイルを保有しているわけではなく、削除権限を有しない」などとして、申立てを取り下げるようもとめていたという。

# 海外の動向

- MPAが中心となり、各国で海賊版対策としてのブロッキングを推奨
- カナダ：日本と同じような動きではあったが最終的にブロッキングは断念
- 韓国：2019年2月、SSL通信もURLフィルタリング開始。各所から憲法違反の懸念の声が。

# 韓国の現状

- 2019年2月11日からhttps(SNI)ブロック開始
  - 放送通信委員会では売春、博打、淫乱サイト24万個をブロック
  - 上記の措置で800個のサイトが追加されました。
  - SNIブロックは既存のDNS,URL（弊社方式）とは違ってパケットを見る方式になり、通信侵害問題（表現の自由）で反対の声が出ている。
- ※SNIフィールドの暗号化設定で迂回は簡単にできません。
- DPI検閲になるので憲法18通信秘密保護法違反
  - 憲法裁判所が2018年8月30日違憲判決
- アダルトサイトのブロッキングも一部行っているようでやり過ぎとの声も
  - 反対、抵抗の声は影響力がない個人（ブログ）と民間団体程度
  - 影響力がある団体からはコメントはない
- 放送通信委員会長（総務大臣に該当）が謝罪
  - 国民の安全の為に違法なサイトのみブロックする話もしながらその程度、基準、方法について国民の十分な同意を得られなかったことを謝罪
  - これから公論の場を作ることを発表

## タスクフォース「第1次中間まとめ（案）」（2018年9月）

- 「インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策」というサブタイトルがついている通り、海賊版サイト対策の各種方法について検討する一方で、ブロッキングについては独立の章を設けて制度設計も含めて詳細な検討
- 9月13日の第7回会合でまず提示、その後同月19日の第8回会合でも了承に至らず
- 第9回会合では森、吉田、穴戸、立石各委員ほか9名の連名での「中間まとめ（案）に対する意見書」が提出されブロッキング法制化に向けたとりまとめを強行することに対する反対を表明し、最終的には「とりまとめない案」もとりまとめることを反対し、閉会



ニュース

# 「ブロッキング法制化の強行につながる」、9委員が海賊版対策まとめ案に反対表明

浅川 直輝 = 日経 xTECH / 日経コンピュータ

日経 XTECH

政府の知的財産戦略本部は2018年9月19日、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」の第8回会合で、海賊版サイトへの総合対策の第1次中間まとめ案を示した。同時に、穴戸常寿委員や立石聡明委員など9委員が「本検討会議の外でブロッキング法制化を決定し、国会への法案提出を強行することを可能にする内容になっている」として、中間まとめ案に反対する意見書を提出した。

第1次中間まとめ案は101ページと別紙からなる。まず第1章（p5～p21）で海賊版サイトによる権利侵害の現状を、第2章（p22～p66）は11の総合対策を説明している。対策については前回の素案と順序や構成を変えているが、要素はほぼ同じである。ただしアクセス制限（ブロッキング）については、法制化の両論併記を含めて第3章にまとめた。

# ISPの立場から見た「まとめ案」の問題

# (3)ブロッキングを実現するための手法について

法制化によりブロッキングを実現するための手法には以下のものが考えられる。

A案（ブロッキング請求権及びこれに対応するアクセスプロバイダのブロッキング義務を設ける手法）

B案（アクセスプロバイダの自主的取組みとしてのブロッキングを明示的に合法化する規定（通信の秘密侵害罪等の免責規定）を設ける手法）

上記B案については、結局はアクセスプロバイダの自主的な判断に頼るものであり、これだけでは、アクセスプロバイダの協力が得られない限り、権利侵害の救済の実効性が確保できるとは言い難いと考えられる。したがって、A案やA案とB案の組合せを中心に検討するのが適当であると考えられ、以下本中間まとめにおいてはこれらを前提に記述を行う。

## (5)ブロッキングを求める権利の法的性質について

アクセスプロバイダを著作権侵害者として位置付けるか否か

ブロッキング請求権の法的性質については、アクセスプロバイダの果たしている役割の評価や著作権法における差止請求の在り方に関する考え方等を踏まえて慎重に検討すべきものであるが、大きく分けて以下の2つの方向性がある。

A案（アクセスプロバイダの行為を著作権侵害行為と位置づけ（具体的方法としては著作権のみなし侵害と規定する等）、ブロッキングの請求権は著作権侵害またはそのおそれに対する差止請求権であると捉える方向性）

検討会議において、著作権のみなし侵害と規定された場合、ブロッキングの費用をアクセスプロバイダが負担することになるが、高額な費用が必要になる場合、その費用を負担できないアクセスプロバイダがいる場合が考えられるとの指摘があった。

# 海賊版サイト対策の現在

1. ユーザー視点に立った海賊版サイト対策の基盤的な取組
  - (1) 著作権教育・意識啓発
  - (2) 正規版の流通促進
  - (3) 海賊版サイト対策の中心となる組織の設置
2. 海賊版サイトの閲覧の防止・著作権者等による権利行使の実効性の確保のための環境整備
  - (1) リーチサイト対策
  - (2) 著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロードの違法化
  - (3) 国際連携・国際執行の強化
3. サイト運営者以外の主体への働きかけを通じた海賊版サイト対策
  - (1) 海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制
  - (2) 海賊版サイトに対する広告出稿の抑制
  - (3) フィルタリング
  - (4) アクセス警告方式
  - (5) ブロッキング

# 結局何だったのか！？

- 被害額 3000億円という数字の一人歩き
- インターネットの「ブロッキング」に関する技術の理解のなさ
- 官邸主導政治の弊害
  - 自民党の担当委員会も知らされていなかった
- 「ブロッキング」議論は収束したわけではなく、引き続き注視する必要がある
  - 静止画画像ダウンロードの違法化
  - リーチサイト規制の問題
  - ACTIVE警告方式の問題点
- 「通信の秘密」への理解のなさは痛感させられた！

# 第6回タスクフォース 森委員の資料より

## (参考) 諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

### 導入国

- 2017年9月現在、世界42カ国で導入されている。

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンカポール、イスラエル、オーストラリア等



### 主な運用状況

#### イギリス

EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。EUにおいては、同様に対応している国が多い。

- 根拠法 イギリス著作権法 第97条のA [サービス提供者に対する差止命令]

高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実を知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

⇒ 162の著作権侵害サイトを遮断。

#### ドイツ

- 根拠法なし

2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害（stöörerhaftung）の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。

⇒ この解釈により、サイトブロッキングの可能性が肯定された。（現時点で適用事例なし）

#### オーストラリア

- 根拠法 オーストラリア著作権法 第115A条 [オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令]

差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。

⇒ 12の著作権侵害サイトを遮断。

1	オーストラリア	著作権法	12	22	英国	著作権、憲法及び特別法	162
2	オーストラリア	著作権法	19	23	ブルガリア	著作権及び隣接権に關する法	
3	ベルギー	著作権法	15	24	クロアチア	著作権及び隣接権法	
4	デンマーク	著作権法	63	25	キプロス	著作権法	
5	フィンランド	著作権法	2	26	チェコ共和国	著作権法	
6	フランス	知的財産法典	21	27	エストニア	著作権法、商用法	
7	ギリシャ	著作権、隣接権及び文化的財の保護に關する法	2	28	ドイツ	民法	
8	アイスランド	著作権法	2	29	ハンガリー	著作権法	
9	インド	著作権法	数頁	30	ラトビア	著作権法	
10	インドネシア	著作権法	215	31	リトアニア	著作権及び隣接権に關する法	
11	アイスランド	著作権及び隣接権法	5	32	ルクセンブルク	著作権、隣接権及びデータベース法	
12	イスラエル	権利法	2	33	マルタ	知的財産法の執行（権利）法	
13	イタリア	著作権法、AGCOM規則、民法	716	34	オランダ	著作権法、隣接権法	
14	韓国	放送番組著作權法、著作権法、特許法、商標法、不正競争防止法、消費者保護法、不正競争防止法	403	35	スロバキア	著作権法	
15	マレーシア	通信及びマルチメディア法	59	36	スロベニア	著作権及び隣接権法	
16	ノルウェー	著作権法	15	37	スウェーデン	文学的及び芸術的著作物に關する権利に關する法	2
17	ポルトガル	著作権及び隣接権法	864	38	タイ	コンピュータ犯罪法	
18	ルーマニア	電子通信に關する法		39	アルゼンチン	著作権法	1
19	ロシア	民法、インターネット法	160	40	メキシコ	著作権法	1
20	シンカポール	著作権法	1	41	リヒテンシュタイン	著作権法（著作権の目的の達成のための権利の行使による救済を認める法）	
21	スペイン	著作権法	27	42	ポーランド	EU情報社会指令第8条第3項	

アメリカについては、サイトブロッキングは導入されていないが、IP捜索の下で、ドメインの没収を伴うを行う形で見逃。

白抜き欄 白抜き欄  
黄色欄 フロッキング実施（赤字はサイト数）  
※上表掲載の国はすべて著作権法

## 「世界42カ国」は本当か？

- 世界42カ国のうち、28カ国は、EU加盟国  
↓
- EU加盟国28カ国中、15カ国では今日まで実績なし。  
↓
- EU加盟国の規定は、EU情報社会指令に対応したものとのことだが、ここでいうEU情報社会指令は、2003年のもの。  
↓
- 15年間実績なしの国が15カ国。これらの国の法令には、本当に「著作権者等は、アクセスプロバイダに対してブロッキングを求めるとができる」という規定があるのか？  
↓
- 実質的には、「ホスティングプロバイダに対して削除を求めるとができる」という規定なのではないか？



# 2018年のIGFでは

- インターネット上の違法有害情報対策はセッション数が例年より若干少なかった



THE IGF IS A GLOBAL MULTISTAKEHOLDER PLATFORM THAT FACILITATES THE DISCUSSION OF PUBLIC POLICY ISSUES PERTAINING TO THE INTERNET

ABOUT IGF2019 INTERSESSIONAL IGF INITIATIVES PUBLICATIONS & REPORTS CALENDAR

## IGF 2018 WS #324 "The Open, Free Internet" is for EVERY stakeholder

**Format:**  
Other - 90 Min  
**Format description:** Interactive Expert Session

**Theme:**  
Evolution of Internet Governance

**Subtheme:**  
MULTISTAKEHOLDERISM

**Organizer 1:** Mariko Kobayashi, Keio University  
**Organizer 2:** Hirotaka Nakajima, Mercari, Inc.

**Speaker 1:** Sanja Kelly, Civil Society, Western European and Others Group (WEOG)  
**Speaker 2:** Thomas Grob, Private Sector, Western European and Others Group (WEOG)



العربية | 简体中文 | English | Français | Русский | Español

Welcome to the United Nations | Department of Economic and Social Affairs

Search IGF Website

THE IGF IS A GLOBAL MULTISTAKEHOLDER PLATFORM THAT FACILITATES THE DISCUSSION OF PUBLIC POLICY ISSUES PERTAINING TO THE INTERNET

ABOUT IGF2019 INTERSESSIONAL IGF INITIATIVES PUBLICATIONS & REPORTS CALENDAR

Home

## IGF 2018 Internet & Jurisdiction Policy Network

The Secretariat of the Internet & Jurisdiction Policy Network will inform participants at the IGF about the outcomes of the 2nd Global Conference of the Internet & Jurisdiction Policy Network, which was organized in partnership with the Government of Canada on February 26-28, 2018, in Ottawa, and institutionally supported by the OECD, Council of Europe, UNESCO, European Commission and ICANN.

In detail, the I&J Secretariat will provide an update on the progress of the [three multistakeholder Contact Groups](#) that were set up to implement the [Ottawa Roadmap](#), which was adopted at the 2nd Global Conference. Over 100 stakeholders from all five continents currently work in the Data & Jurisdiction, Content & Jurisdiction, and Domains & Jurisdiction Contact Groups to develop proposals for operational solutions and policy standards. The result of their work will be released in April 2019 for deliberations, and serve as input for the 3rd Global Conference of the Internet & Jurisdiction Policy Network on June 3-5, 2019, which is organized in partnership with the Government of the Federal Republic of Germany.

The I&J Secretariat will also be present from November 12-14, 2018 with a booth at the IGF Village.

**Presentation:**

[secretariat\\_summary\\_and\\_ottawa\\_roadmap\\_-\\_second\\_global\\_conference\\_of\\_the\\_internet\\_jurisdiction\\_policy\\_network.pdf](#)

# 国際的な議論が出来る枠組みを！

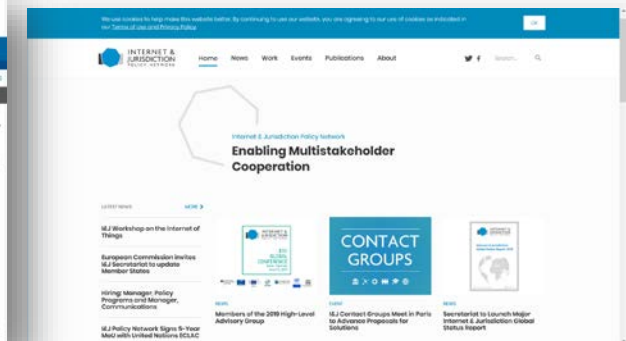
- IGFでは毎年のように違法有害情報に関するセッションが行われている
  - 各国とも文化的、法的背景が違うために伝家の宝刀はないのだが
  - 普段の情報共有や議論が必要
  - 例えば

<https://www.internetjurisdiction.net/>

- 2国間を含めて国際的な対話を
  - 防弾ホスティングに対する法執行
    - なかなか難しいかも知れないが…
  - 情報提供だけでも

- 海外情報が引用される際に正確な情報を元に議論が出来る様に！

- 今回の海賊版サイト対策タスクフォースでもEUに関する情報が提供されたが、森弁護士が指摘されているように、細かな分析がされないままに流されてしまう。



ご清聴ありがとうございました

ご質問ありましたら…